

令和 7 年神審第 9 号

裁 決
漁船 A 乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A 船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 3 年 1 1 月 5 日 0 4 時 3 0 分

石川県美川海岸美川永代地区北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船 A

総 ト ン 数 3. 0 0 トン

登 録 長 7. 9 0 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1 2 5 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置、舵輪前方右側にGPSプロッター及びレーダー、同室前部左舷側に魚群探知機をそれぞれ備え、操舵室後壁左舷外側にも舵輪及び機関遠隔操縦装置を装備した刺網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年11月5日04時00分石川県美川漁港を発し、同県手取川河口北東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、04時10分前示漁場に到着して操業を始め、固定式の刺網を投網し、04時25分操業を終えて帰途に就いた。

ところで、美川海岸美川永代地区北方沖合には、海岸浸食を防ぐために離岸堤（以下「美川離岸堤」という。）が北東方向に築造されており、平素、a受審人は、美川離岸堤に沿って航行し、手取川河口北西方沖合で転針して同河口に向けて帰港していた。

a受審人は、04時26分半少し過ぎ美川灯台から026度（真方位、以下同じ。）1,100メートルの地点で、他の漁船が設置した漁具を避けるため、針路を平素より陸岸寄りの211度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、GPSプロッター及びレーダーを作動させたものの、操舵室後壁左舷外側の舵輪後方に立って操船に当たり、04時27分美川灯台から025.5度990メートルの地点に達したとき、美川離岸堤まで930メートルとなり、その後同離岸堤に向首して接近する状況となったが、他の漁船が設置した漁具を避けることに気をとられ、GPSプロッターで美川離岸堤との相対位置関係を確認するなど、

船位の確認を十分に行わなかったもので、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、美川離岸堤に向首したまま続航し、04時30分僅か前至近に同離岸堤を認めて機関を後進にかけたものの、及ばず、04時30分美川灯台から330度120メートルの地点において、Aは、原針路のまま、8.0ノットの速力となったとき、美川離岸堤の周囲に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口等を生じ、のち廃船処理され、a 受審人が急性硬膜下血腫及び右眼窩内骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、手取川河口北東方沖合において、美川漁港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、美川離岸堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、手取川河口北東方沖合において、美川漁港に向けて帰航する場合、美川離岸堤の周囲に敷設された消波ブロックに乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで同離岸堤との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、他の漁船が設置した漁具を避けることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、美川離岸堤に向首接近する状況に気付かないまま進行して同離岸堤の周囲に敷設された消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年8月27日

神戸地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾